

令和8年7月

市民文化会館・公会堂を利用される皆さん

旭川市民文化会館 館長

令和8年10月1日受付分から

市民文化会館・公会堂の使用料金を改定します。

日ごろから、旭川市民文化会館・旭川市公会堂をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、旭川市では、行政サービスを利用し利益を受ける方に利益に見合った応分の負担をしていただくという観点から、「受益と負担の適正化へ向けた取組指針（改訂版）」に基づき、各種の使用料・手数料について4年を目途とした定期的な見直しを行うこととしており、市民文化会館・公会堂においても次のとおり使用料金を改定します。

施設の安定的な維持・運営のため、ご理解いただきますとともに、今後とも市民文化会館・公会堂をご利用くださいますようお願いいたします。

1 改定後の使用料金について

別表のとおり。

※ なお、今回の改定で公会堂ホールについては、これまで曜日によって異なっていた料金体系が統一されました。

2 改定の時期について

令和8年10月1日以後に申請のあった利用分から改定後の料金を適用します。

※ 利用する日が令和8年10月1日以降であっても、申請のあった日が令和8年9月30日以前であれば、改定前の使用料金の適用となります。（改定料金が上がる場合の差額の追加徴収や、下がる場合の差額の還付は、いずれもありません。）

3 その他（物件使用料について）

使用料金の見直しにあわせて、令和8年10月1日から旭川市の使用料・手数料等の消費税率転嫁分が現行の8%から10%へ改定されます。

それに伴い、市民文化会館・公会堂の物件使用料についても令和8年10月1日受付（申請）分から次の例のように改定する予定です。

(例)	現行8%	改正後10%
調光器基本使用料（大）	4,320円	→ 4,400円
プロジェクター 1台	1,080円	→ 1,100円
展示用パネル	160円	→ <u>160円</u>
	(10円未満切捨てのため改定なし)	

※ 物件使用料については、当該物件を使用する部屋の受付（申請）日を基準とするため、ホール・展示室・会議室等の申請のあった日が令和8年9月30日以前であった場合は、物件使用料も改定前の料金の適用となります。また、この場合、利用日当日に追加で物件を使用したときも改定前の料金が適用されます。

別表「新旧の使用料金表」

【市民文化会館】

(単位：円)

項目		現行料金 (令和8年9月30日 まで)	改定後の料金 (令和8年10月1日 から)	改定額	増減	
大ホール	平日	午前	22,050	33,070	11,020	増↑
		午後	27,680	41,520	13,840	増↑
		夜間	34,830	52,240	17,410	増↑
		全日	81,960	122,940	40,980	増↑
	土日 ・休日	午前	27,500	41,250	13,750	増↑
		午後	33,440	50,160	16,720	増↑
		夜間	40,330	54,200	13,870	増↑
		全日	99,720	145,610	45,890	増↑
小ホール	午前	7,720	10,380	2,660	増↑	
	午後	9,010	12,110	3,100	増↑	
	夜間	9,010	12,110	3,100	増↑	
	全日	25,740	34,600	8,860	増↑	
大会議室	午前	2,210	2,430	220	増↑	
	午後	2,580	2,830	250	増↑	
	夜間	2,580	2,830	250	増↑	
	全日	7,370	8,090	720	増↑	
第1会議室	午前	220	240	20	増↑	
	午後	260	280	20	増↑	
	夜間	260	280	20	増↑	
	全日	740	800	60	増↑	
第2会議室	午前	830	920	90	増↑	
	午後	970	1,070	100	増↑	
	夜間	970	1,070	100	増↑	
	全日	2,770	3,060	290	増↑	

第3会議室	午前	420	460	40	増↑
	午後	490	540	50	増↑
	夜間	490	540	50	増↑
	全日	1,400	1,540	140	増↑
第4会議室	午前	470	510	40	増↑
	午後	550	600	50	増↑
	夜間	550	600	50	増↑
	全日	1,570	1,710	140	増↑
第5会議室	午前	420	460	40	増↑
	午後	490	540	50	増↑
	夜間	490	540	50	増↑
	全日	1,400	1,540	140	増↑
和室	午前	430	480	50	増↑
	午後	510	560	50	増↑
	夜間	510	560	50	増↑
	全日	1,450	1,600	150	増↑
和室（舞台）	午前	250	280	30	増↑
	午後	300	330	30	増↑
	夜間	300	330	30	増↑
	全日	850	940	90	増↑
リハーサル室	午前	870	960	90	増↑
	午後	1,020	1,120	100	増↑
	夜間	1,020	1,120	100	増↑
	全日	2,910	3,200	290	増↑
第1楽屋	午前	520	700	180	増↑
	午後	610	820	210	増↑
	夜間	610	820	210	増↑
	全日	1,740	2,340	600	増↑
第2楽屋	午前	240	330	90	増↑
	午後	290	390	100	増↑
	夜間	290	390	100	増↑
	全日	820	1,110	290	増↑
第3楽屋	午前	240	320	80	増↑
	午後	280	380	100	増↑
	夜間	280	380	100	増↑
	全日	800	1,080	280	増↑
第4楽屋	午前	350	480	130	増↑
	午後	410	560	150	増↑
	夜間	410	560	150	増↑
	全日	1,170	1,600	430	増↑
第5楽屋	午前	280	380	100	増↑
	午後	330	440	110	増↑
	夜間	330	440	110	増↑
	全日	940	1,260	320	増↑
第6楽屋	午前	120	160	40	増↑
	午後	140	190	50	増↑
	夜間	140	190	50	増↑
	全日	400	540	140	増↑

第7楽屋	午前	510	690	180	増↑
	午後	590	800	210	増↑
	夜間	590	800	210	増↑
	全日	1,690	2,290	600	増↑
展示室	全日	13,790	17,990	4,200	増↑

【公会堂】

(単位：円)

項目		現行料金 (令和8年9月30日 まで)	改定後の料金 (令和8年10月1日 から)	改定額	増減	
ホール ※平日、土日・ 休日の料金体系 の統一	平日	午前	9,450	13,540	4,090	増↑
		午後	15,750	15,800	50	増↑
		夜間	18,170	15,800	△ 2,370	減↓
		全日	43,370	45,140	1,770	増↑
	土日 ・休日	午前	14,170	13,540	△ 630	減↓
		午後	18,170	15,800	△ 2,370	減↓
		夜間	18,170	15,800	△ 2,370	減↓
		全日	50,510	45,140	△ 5,370	減↓
多目的室 1	午前	910	790	△ 120	減↓	
	午後	1,060	920	△ 140	減↓	
	夜間	1,060	920	△ 140	減↓	
	全日	3,030	2,630	△ 400	減↓	
多目的室 2	午前	250	220	△ 30	減↓	
	午後	300	260	△ 40	減↓	
	夜間	300	260	△ 40	減↓	
	全日	850	740	△ 110	減↓	
楽屋 1	午前	380	330	△ 50	減↓	
	午後	450	390	△ 60	減↓	
	夜間	450	390	△ 60	減↓	
	全日	1,280	1,110	△ 170	減↓	
楽屋 2	午前	490	420	△ 70	減↓	
	午後	570	500	△ 70	減↓	
	夜間	570	500	△ 70	減↓	
	全日	1,630	1,420	△ 210	減↓	

(時間区分)

午前： 9：00～12：00 午後： 13：00～16：30
夜間： 17：30～21：00 全日： 9：00～21：00

【参考：使用料金算定方法】

